

○環境省告示第十一号

排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）第二条の規定に基づき、昭和四十九年九月環境庁告示第六十四号（環境大臣が定める排水基準に係る検定方法）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から適用する。

令和六年三月十三日

環境大臣 伊藤信太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
四十 大腸菌数 下水の水質の検定方法に関する省令（昭和三十七年厚生省・建設省令第一号）に規定する方法	四十 大腸菌群数 下水の水質の検定方法に関する省令（昭和三十七年厚生省・建設省令第一号）に規定する方法